

## 外国人と共生する豊かなまちづくり（多文化共生）

### 【将来のあるべき姿】

- (1) 居住する人々が、「安全」で「安心」して「快適」に過ごせる“多文化共生社会”のモデル地区を実現する。
- (2) 区は長期的な視野で多文化共生社会の実現に向けた施策・運営・業務を行う。
- (3) 区と住民及び住民同士の情報の伝達・共有化がスムーズに進み、必要に応じて情報が多言語で伝達できる。
- (4) 外国人が地域の一員として、積極的に参加出来る「地域ネットワーク・地域コミュニティ」が構築される。
- (5) 外国人の人権の尊重と行政参加の機会が保障される。

### 【現状と課題】

新宿区における外国人の急速な増加は、地域社会や日常生活の中に新たな変化や課題をもたらし、生活習慣等の相違による日常生活でのトラブル懸念や外国人に対する人権や社会参加に関する課題が見えてきている。

外国人と日本人が地域でともに暮らしていくことは、新宿区ならではの重要課題であり、日本の将来課題でもある。外国人が多く暮らすことを区の特性として積極的に捉えるという観点から、〈居住への総合的対応〉〈相互理解を深める対応〉〈人権の尊重〉〈社会参加〉をどうしていくのかがポイントとなる。

## 1 現状

### (1) 統計からみる外国人の現状

**区民の1割が外国人**：新宿区の外国人登録者数は、昭和61年に1万人を超え、平成18年4月1日には110ヶ国の30,117人、区内人口305,996人(住民基本台帳登録数275,879人)の約1割(9.84%)を占める。総人口に対する占有率は東京都他区(約3%)及び全国水準(約2%)と比較し顕著である。

**韓国・朝鮮及び中国籍が多数派**：新宿区はアジア系の登録者の占有率が高い。韓国・朝鮮13,153人)及び中国(9,341人)で全体の75%を占め、以下フランス(988人)、ミャンマー(801人)、フィリピン、アメリカと続く。近年、韓国(特別永住者を除く)、タイやミャンマーなどのアジア系国籍住民の増加が目立つ。

**20～40代の若中年世代年齢が大半**：男女ともに生産年齢人口(15歳～64歳)が約9割で占め、年少・高齢人口は低い。

**大久保地区と柏木地区に4割弱が集中して居住**：特に大久保地区では、所管内総人口に占める割合も21.9%と5人に1人は外国人である。

## (2) 日本人の視点

外国人の多い地域と少ない地域では、現状に対する認識に大きな違いがある。

新宿区は、外国人とともに暮らしていくこと(多文化共生)を避けて通れない現状にあり、プラス思考で進めていく必要がある、との意見が多い。

異文化を理解しようとする心と姿勢、日本人・外国人の双方への正確な情報提供、コミュニケーション・交流の促進、コミュニティ参加の機会づくりなどが必要であるが、多文化共生社会を実現するための方法がわからないという現状がある。

一部の日本人に外国人イコール犯罪者との意識がある。

日本人も外国人も双方の風俗習慣を知らない人が多い。

「ルールを守ること」と「他者を認めること」が共生の視点として必要である。

## (3) 区での取り組み

区は、後期基本計画、第三次実施計画で「異文化理解の促進と国際交流」に取り組み、現在は「国籍や民族などの異なる人々を地域社会の一員として受け止め、地域における外国人との交流や異文化理解の促進を通じて、国際社会に開かれた地域社会の形成を図る。」という”多文化共生”の考え方を示し、推進の実行段階にある。

## (4) その他の視点や背景(日本に住んでいる理由等)

地域社会における外国人は、勉強・起業・事業・就労・駐在員、またそれらの家族というのが来日の理由等であり、その中には歴史的・国際的背景などを持った人たちも多い。それぞれの人々の立場やおかれた環境によって、日本社会への見方・考え方は、おそらく一様なものではない。

受け入れる側の日本社会も、多様な価値観を持った人々の集まりであり、日本社会自体が多文化共生社会といってもいいほどに変化してきている。今や国籍・宗教など異なる文化を持った人々が様々な目的を持って、数多く生活するようになっている。

## 2 課題

(1) **コミュニケーション形成への障害**( 言葉の壁がある。日本人は、異なる文化や習慣と交わる体験が少ないため、多様性の受容、多文化共生への理解が不十分である。)

(2) **安全に対する懸念**( 犯罪のグローバル化、外国人による組織犯罪への脅威。外国人に住宅を賃貸することへの不信がある。)

(3) **問題への対処や制度の不備**( 日本人の外国人に対する問題や苦情は聞こえるが、外国人側の声が聞こえにくい。特定の地区への対処に集中しているようである。他の地区では、問題がないのか。)

## (4) 区への課題

「多文化共生」とは何か、もっと議論を進める必要がある。新たな基本構想・新基本

計画において「多文化共生」という用語を用いるならば、「多文化共生」の定義をどのように考え、外国人の対応・施策を具体的にどこまで行うのか、明確にすべきである。後期基本計画・第二次行財政改革計画など行政計画が見えてこない。また計画の定量的な目標が明瞭化されておらず効果や事業評価については疑問の声がある。外国人への対応について、区役所部署のどこに相談していいかわからない。区の役割認識の明確化が必要。また、総合的な視点を持つ区職員が少ない。

在住外国人の実態把握と現状理解に不足がある。

区施設「しんじゅく多文化共生プラザ」に求められる、役割の明確化が必要。

議会、区、所管警察、入管、関連組織団体、非営利支援団体(NPO や NGO)、有職者などの連携がスムーズではない。

区には、外国人が安心して区内で生活できるよう、「生活環境・労働環境」に関わる社会保障の整備と、「公的年金・保険」への加入を促すなどの諸施策が必要である。

#### (5) その他の課題

根幹の課題としては、共生へのプロセスが見えていないこと、外国人が増えている地域では、まちの将来像が描けてないことが挙げられる。外国人と日本人がともに地域社会の一員として「まちづくり」を進めることに対して拒否反応を示す人がいることを踏まえて共同で行う「まちづくり」への方策・取組みが必要である。

日本人と外国人が地域社会でともに生活するための生活ルール、風俗習慣等を理解するための方策、相互理解を深めるための方策を探る。

NPOや地域のボランティア、商店会の有志等が、この課題に何十年となく真剣に取り組んでいることが分かった。区はこの活動を有効活用して、区が多文化共生に対する土壌づくりをすることが大切である。

在住留学生の声を一例にすると、「外国人の受け入れは低賃金労働力の確保」「留学生政策の達成率(受け入れ人数・公的住宅の確保)が良くない」「地域社会の受け入れが希薄」、との見方がある。そのような意見を区サイドが、どこかで集約していく。そして NPO やボランティアの方達が情報を提供しながら多文化共生社会を創りあげていくことが必要ではないか。

## **【取組みの方向性】**

### **居住への総合的対応**

---

外国人の増加は、区内の地域性を顕著に表す課題であり、一定の地域では、多文化共生は切実な問題となっている。区は、教育、医療、福祉、雇用、犯罪、コミュニティ、文化等、重要で新たな課題を直視し解決を図る。そのために、多文化共生は“文化政策”ではなく“総合政策”として捉え行政計画に明確に位置づけることが必要である。

関連行政機関との連携（総務省、文科省、法務省、外務省、厚労省、JICA、東京都、他自治体、各国大使館、警察、医療機関等）を進める。さらに、外国人の生活に関する総合的な対応を行う専門部局を設置し、専任職員を養成・配置し、多部署において多面的に推進することである。そして、外国人増加の原因分析・洞察の実施、「関連知識・情報(生活実態・宗教・伝統文化等)」の収集、蓄積・分析を行う仕組みづくり、区施策・事業評価基準の提示をする。

区と区民は、多文化共生社会の実現が、“まちの成熟度”を示す指標として広く認知されるように意識改革を図る。そして、まちの活性化に向け、多文化共生のまちが研究や観光に生かされるよう、長所を育て、プラスイメージを発信する。

企業は、異なった国の人達が共に働ける職場を提供する。

### **相互理解を深める対応**

---

区は、外国人への施策、多文化共生の現状の情報を幅広く区民・教育現場・地域で活動している諸団体等に提供し、理解を深め、関係団体との連絡調整を促す。

区と区民は、異なる文化や生活背景を持つ人々を受け入れるために必要な知識の普及を図り、共生への理解を深め、外国人が発信する講座やプログラム推進と支援の強化を行う。また、コミュニケーションを円滑にするために情報伝達の多言語化を図る。

### **外国人を地域社会の一員として受けとめ、地域のネットワークをつくる**

---

区は、関連 NPO や在住留学生・外国人諸団体等の組織化と活用を図る。

区民は、互いに地域社会を理解するための足掛かりとして、日本人と外国人の協同作業（例えば、地域清掃活動、コミュニティ・スポーツなどへの参加）を進める。

区民は、文化や生活背景の異なった人たちと理解し合うため、地域団体のネットワーク化を推進する。合わせて外国人（民族グループ）ネットワーク化が必要。

区民は、外国人のボランティアを育成する。

**【原案】 代表者会議の設置と外国人の人権の尊重**

**【修正案】(仮)多文化共生社会推進会議の設置と外国人の人権の尊重**

---

区は、外国人の声を聴き、区政に参加できる機会を設ける。

区は、人道的見地から在留資格のない超過滞在外国人へのサポート施策を講じる。

区は、多文化共生のための基盤整備を先行し、超過滞在などの指摘はこれらの施策の後に行う。

外国人に閉ざされる賃貸住宅市場の改善が求められる。

在住外国人二世の母語(注)保持教育、日本語教育、進学への取組みと支援を図る。

(注)母語とは、日本語以外で両親またはいずれかの親が日常的に用いてきた言語。

必ずしも“母国語”を意味しない。

**【原案】**

区と区民は、10年後、20年後の新宿区を担う子ども達の地域育成を促すため、日本人と外国人が共に協議に臨むことを図る。

**【修正案1】**

区と区民は、10年後、20年後の新宿区を担う子ども達を育成するため、多文化教育を促す。

日本人と外国人が共に協議に臨むことを図るため、「(仮)多文化共生社会推進会議」等の設置を検討する。

**【修正案2】**

地域の公立学校などには在住外国人二世の子どもたちが増え、10年後には、この子どもたちも成人し、地域に住んでいることが見込まれる。将来を担う子どもたちを地域の中で育成していくためにも代表者会議を設置し、日本人と外国人がともに協議していける環境づくりが必要である。